

第28回

定時株主総会

招集ご通知

開催日時

2026年6月26日（金曜日） 午前10時
（受付開始時刻は午前9時30分を予定しております。）

開催場所

東京都港区芝大門一丁目1番30号
芝タワー1階 くるまプラザ第1～第3会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

目次

第28回定時株主総会招集ご通知	2
事業報告	7
連結計算書類	29
計算書類	32
監査報告書	35
株主総会参考書類	40
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役1名選任の件	
第3号議案 監査役2名選任の件	

【 社 是 】

健康長寿社会への貢献

【 企 業 理 念 】

私たちは「品質第一」に徹し、安心で清潔な商品を提供します。

私たちは「誠実第一」に徹し、丁寧でまごころを込めたサービスを提供します。

証券コード 2393
2026年6月10日
(電子提供措置の開始日) 2026年6月4日

株 主 各 位

東京都港区芝大門一丁目1番30号
株式会社日本ケアサプライ
代表取締役社長 平 松 雅 之

第28回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第28回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

https://www.caresupply.co.jp/ir/event/event_03.html



【東京証券取引所ウェブサイト
(東証上場会社情報サービス)】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「日本ケアサプライ」又は「コード」に当社証券コード「2393」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月25日（木曜日）午後6時までには議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時
（受付開始時刻は午前9時30分を予定しております。）
2. 場 所 東京都港区芝大門一丁目1番30号
芝タワー1階 くるまプラザ第1～第3会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第28期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第28期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役1名選任の件
 - 第3号議案 監査役2名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
 - (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - (2)書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権の行使としてお取り扱いいたします。
 - (3)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権の行使としてお取り扱いいたします。

以 上

【ご出席について】

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会会場では、以下の準備をしております。
車いすの方の専用スペース、筆談ボード

【電子提供措置事項について】

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面には、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、次の事項を記載しておりません。

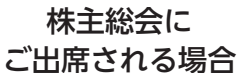
①連結計算書類の「連結注記表」

②計算書類の「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



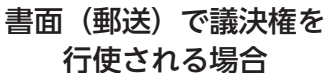
株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

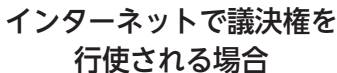
2026年6月26日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年6月25日（木曜日）
午後6時到着分まで



次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月25日（木曜日）
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3号議案

- 全員賛成の場合 ≫ **「賛」** の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ **「否」** の欄に○印
- 一部の候補者に
 反対する場合 ≫ **「賛」** の欄に○印をし、
 反対する候補者の番号を
 ご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。



インターネットによる議決権行使のご案内

行使
期限

2026年6月25日（木曜日）
午後6時入力完了分まで

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。
※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



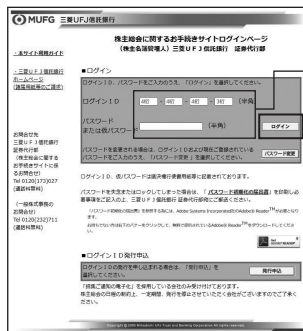
※操作画面はイメージです。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使
サイト

<https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載されたログインID・仮パスワードを入力しログインしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

午前2時30分から午前4時30分はご利用いただけません。

パソコンやスマートフォンによるインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。

インターネット接続料、通信料等、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

0120-173-027（通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時）

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善により景気は緩やかな回復が見られましたが、国際社会の不安定さや原油を始めとする物価高のさらなる進展がもたらす影響が懸念されるなど、先行き不透明な状況で推移いたしました。

介護保険制度におきましては、次期介護保険制度改正（2027年度）に向けた議論が開始され、「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会において、サービス提供体制等の方向性のとりまとめが公表されました。加えて、2025年12月には、人材不足や他産業との賃金格差是正を背景として、2026年度の介護報酬を2.03%引き上げる臨時改定の方針が示されました。福祉用具貸与をはじめとした介護業界におきましては、高齢化の進展による市場拡大が見込まれるなか、M&Aが活発化するなど、事業環境に大きな変化が見られました。

このような状況下、当社グループは、長期ビジョン「けあさぶVision2040」策定後の初年度として、福祉用具サービスの更なる強化とともに、高齢者生活支援サービスにおいて様々な社会の課題に的確に対応するサービスを創出すべく対応を進めてまいりました。

福祉用具サービスにおきましては、拠点人員の採用や育成の強化、レンタル資産の積極的な投入や効率的な運用などの各種施策を実行いたしました。福祉用具レンタル卸の売上高を伸ばすとともに、ヒト・モノへの先行投資の刈り取りを意識した経営を推進することで、利益の確保を図ってまいりました。販売卸では、介護施設への販売拡大に向けた商品ラインアップの強化を図るとともに、資本業務提携先であるALSOK株式会社を含め、各種ネットワークを活用して、介護施設に対して販売強化に取り組んでまいりました。

高齢者生活支援サービスにおきましては、事業者向けECサイト「グリーンケアオンラインショップ」や食事サービスの受注拡大に努めてまいりました。食事サービスでは、当社の販売する「バランス弁当」の今後の事業拡大に向け、各種施策の検討や認知度向上を目的としたプロモーション活動を推進してまいりました。また、物流コストの削減・効率化のため冷凍倉庫を増設いたしました。

拠点展開では、後期高齢者が増加する都市部を中心とした新規の拠点開設や、倉庫の大型化に向けた既存拠点の移転を継続して推進し、2026年3月に板橋ステーション、小田原ステーションの開設、2025年6月に静岡営業所の移転をそれぞれ実施いたしました。なお、当連結会計

年度末現在の営業拠点数は99拠点となっております。

人的資本への投資では、積極的な人材採用、教育研修の充実化、各階層における能力開発、ならびに社員エンゲージメントの向上や個の能力を最大限に活かす環境整備を推進いたしました。このほか、女性活躍に向けたアクションプランの推進では、キャリア支援に向けた活発な情報発信とタスクフォースメンバーによる改善策の議論などを継続して行いました。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は、福祉用具レンタル卸が堅調に推移し、売上高は34,929百万円（前連結会計年度比9.1%増）となりました。利益面では、レンタル資産の積極的な投入による減価償却費や人件費の増加、インフレを背景とした物流費等各種コストの上昇がありましたが、増収効果などにより、営業利益は3,094百万円（同25.8%増）、経常利益は3,121百万円（同25.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,258百万円（同26.0%増）となりました。

企業集団のサービス区分別売上状況は次のとおりであります。

サ ー ビ ス 区 分	第27期 (2025年3月期) (前連結会計年度)		第28期 (2026年3月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	増減率 (%)
福 祉 用 具 サ ー ビ ス	27,645	86.4	30,113	86.2	2,467	8.9
高 齢 者 生 活 支 援 サ ー ビ ス	4,361	13.6	4,816	13.8	455	10.4
合 計	32,006	100.0	34,929	100.0	2,922	9.1

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は6,833百万円であり、その主なものは当社のレンタル資産の取得6,340百万円であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 25 期 (2023年 3 月期)	第 26 期 (2024年 3 月期)	第 27 期 (2025年 3 月期)	第 28 期 (当連結会計年度) (2026年 3 月期)
売 上 高 (千円)	25,892,351	28,592,592	32,006,970	34,929,883
経 常 利 益 (千円)	2,142,057	2,200,268	2,485,385	3,121,258
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)	1,514,322	1,578,148	1,792,234	2,258,159
1 株当たり当期純利益 (円)	97.46	101.57	115.35	145.32
総 資 産 (千円)	23,171,795	25,401,362	26,712,600	27,734,606
純 資 産 (千円)	16,086,955	16,547,471	17,518,584	18,611,228
1 株当たり純資産額 (円)	1,034.42	1,064.29	1,126.87	1,197.04

(注) 第27期以降の「1株当たり純資産」の算定上、株式付与ESOP信託が保有する当社株式を期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 25 期 (2023年 3 月期)	第 26 期 (2024年 3 月期)	第 27 期 (2025年 3 月期)	第 28 期 (当事業年度) (2026年 3 月期)
売 上 高 (千円)	25,447,781	28,110,759	31,551,662	34,531,975
経 常 利 益 (千円)	2,118,712	2,182,639	2,522,350	3,116,085
当 期 純 利 益 (千円)	1,499,381	1,563,864	1,796,244	2,249,110
1 株当たり当期純利益 (円)	96.50	100.65	115.61	144.74
総 資 産 (千円)	22,990,088	25,181,412	26,602,528	27,621,413
純 資 産 (千円)	16,002,705	16,462,389	17,171,147	18,289,313
1 株当たり純資産額 (円)	1,029.92	1,059.51	1,105.12	1,176.86

(注) 第27期以降の「1株当たり純資産」の算定上、株式付与ESOP信託が保有する当社株式を期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

(3) 重要な子会社等の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	主要な営業所の所在地	資本金	当社の議決権比率(%)	主 要 な 事 業 内 容
(株) ライフタイムメディ	東京都世田谷区	75百万円	100.00	通所介護、訪問看護・リハビリテーション、居宅介護支援等
(株) ケアビジネスサポートシステム	大阪府堺市	39百万円	90.00	福祉用具貸与事業者向けのクラウドサービス事業等

② 重要な関連会社の状況

会 社 名	主要な営業所の所在地	資本金	当社の議決権比率(%)	主 要 な 事 業 内 容
(株) ブリッジサポート	京都府京都市	15百万円	49.00	福祉用具貸与等
華録健康養老服務南通有限公司	中 国	10百万RMB	30.00	福祉用具貸与等

(4) 対処すべき課題

2025年度は、長期ビジョン「けあさぶVision2040」に掲げた方針に基づき、主要な目標として掲げた①市場成長を上回る福祉用具レンタル売上拡大と利益確保、②高齢者生活支援サービスの更なる成長、③女性活躍に向けたアクションプランの推進、人材価値向上の為のキャリアパスを踏まえた人材育成、④持続的成長と企業価値向上に資するガバナンス体制の構築を推進してまいりました。

2026年度の当社グループは、社是である「健康長寿社会への貢献」のもと、長期ビジョンに掲げた方針に基づき、上記の主要な目標や各種課題に継続して取り組んでまいります。

福祉用具サービスにおけるレンタル卸につきましては、各地域の特性に応じて機動的に事業展開を行うべく、ヒト・モノなど経営資源の配分を通じて、自律分散経営の深化を図ってまいります。また、販売におきましては、各種ネットワークを活用し、介護施設に向けた取り組みの強化を図ることで取引拡大を目指してまいります。拠点展開につきましては、都市部を中心とした新規の拠点開設や、既存拠点の大型化に向けた移転等の開発を継続してまいります。また人手不足を補う手段として、AIなどデジタルを活用した各種業務効率化にも注力してまいります。

高齢者生活支援サービスで展開している「バランス弁当」におきましては、認知度向上を目的としたプロモーション活動を進めることに加え、拡大する需要に応えるため、ECサイト等のインフラの整備を図ってまいります。

人材面におきましては、社会課題である少子高齢化・人口減少を起因とした人手不足に対して、働き方、意識改革、各種研修の実施等を通じた人材育成の強化など、様々な角度から対策を講じることで、採用や定着の強化を図るとともに、人的資本投資を継続的に推進してまいります。女性活躍に向けた取り組みにつきましては、体制を強化したうえで、引き続き女性のキャリア支援や啓発活動の更なる推進を図ってまいります。

(5) **主要な事業内容**（2026年3月31日現在）

当社グループは、「高齢者生活支援事業」において、福祉用具貸与の指定を受けている事業者向けの福祉用具の貸与及び販売等の「福祉用具サービス」と介護事業者向け食事サービス、通所介護、訪問看護及び居宅介護支援等の「高齢者生活支援サービス」を行っております。

(6) **主要拠点等**（2026年3月31日現在）

① 当社の主要拠点等

名 称 等	所 在 地
本 社	東京都港区
大阪メンテナンスセンター	大阪府大東市
営 業 拠 点	全国99拠点

② 子会社

子会社については「1. 企業集団の現況 (3) 重要な子会社等の状況」に記載のとおりであります。

(7) 使用人の状況（2026年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
1,062（857）名	77名増（36名減）

（注）使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。なお、当連結会計年度より使用人数及び臨時雇用者数の集計方法を変更しております。前連結会計年度末比増減は、前連結会計年度の使用人数及び臨時雇用者数を変更後の集計方法で集計した場合の増減を表示しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,026（828）名	75名増（12名減）	41.6歳	9.5年

（注）使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。なお、当事業年度より使用人数及び臨時雇用者数の集計方法を変更しております。前事業年度末比増減は、前事業年度の使用人数及び臨時雇用者数を変更後の集計方法で集計した場合の増減を表示しております。

(8) 主要な借入先の状況（2026年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
(株) 三 菱 U F J 銀 行	700百万円
(株) 三 井 住 友 銀 行	350百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式の状況（2026年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 64,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 16,237,693株
- (3) 株主数 31,850名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
三菱商事(株)	6,255,000	38.52
ALSOK(株)	4,965,000	30.57
日本マスタートラスト信託銀行(株) （株式付与ESOP信託口）	696,846	4.29
(株)三菱総合研究所	544,000	3.35
NCS従業員持株会	161,700	0.99
MSIP CLIENT SECURITIES （常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券(株)）	88,500	0.54
梶田 法義	86,700	0.53
渡邊 勝利	68,000	0.41
NATIONAL FINANCIAL SERVICES LLC （常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店）	47,950	0.29
津賀 暢	42,600	0.26

- (注) 1. 持株比率は自己株式（124株）を控除して計算しております。なお、自己株式には、「株式付与ESOP信託」導入において設定した日本マスタートラスト信託銀行(株)（株式付与ESOP信託口）が保有する当社株式（696,846株）は含まれておりません。
2. 上記日本マスタートラスト信託銀行(株)（株式付与ESOP信託口）の所有株式のうち、信託業務に係る株式数は、696,846株であります。

- (5) **当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況**
該当事項はありません。
- (6) **その他株式に関する重要な事項**
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等の状況

- (1) **当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2026年3月31日現在）**
該当事項はありません。
- (2) **当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**
該当事項はありません。
- (3) **その他新株予約権等に関する重要な事項**
該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2026年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	平 松 雅 之	
取締役常務執行役員	宮 入 卓 也	デジタル事業、事業開発、海外事業担当
取締役	篤 田 崇 広	三菱商事(株) ヘルスケア本部長
取締役	熊 谷 敬	ALSOK(株) 常務執行役員 介護事業担当兼営業本部副本部長
取締役（社外）	吉 池 由 美 子	(株)三菱総合研究所 執行役員 人事部長
取締役（社外）	小 林 信 昭	東京海上日動ベターライフサービス(株) 代表取締役社長
取締役（社外）	秦 純 子	eichi(株) 代表取締役
常勤監査役	藤 井 剛	
監査役	吉 川 栄 二	三菱商事(株) S.L.C.管理部長 三菱食品(株) 監査役
監査役（社外）	上 石 奈 緒	四季の法律事務所 弁護士
監査役（社外）	渡 邊 慎 一	横浜市総合リハビリテーションセンター センター長補佐

- (注) 1. 当社は、取締役吉池由美子氏、小林信昭氏及び秦純子氏並びに監査役上石奈緒氏及び渡邊慎一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
- ①2026年3月31日をもって、取締役の熊谷敬氏は辞任いたしました。
 - ②2026年3月31日をもって、監査役の吉川栄二氏は辞任いたしました。
- なお、吉川栄二氏は、財務・経理部門における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しておりました。
3. 取締役篤田崇広氏は、三菱商事(株)ヘルスケア本部長でありましたが、2026年4月1日付でインド三菱商事会社社長となりました。

4. 当社は、執行役員制度を導入しており、2026年4月1日現在での取締役兼務者を除く執行役員及びその担当は、以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
上席執行役員	三 浦 靖 弘	西日本営業本部長兼関西ブロック長
上席執行役員	永 沼 豊	東日本営業本部長
上席執行役員	秋 山 幸 美	食事サービス部長
執行役員	山 岸 高 広	販売事業部長
執行役員	渡 辺 実	CIO兼情報システム部長
執行役員	小 嶋 明 久	首都圏営業本部長
執行役員	坂 巻 登	CFO兼経理部長兼経営企画室長
執行役員	清 水 伸 輔	CAO兼人事部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

また、2026年3月31日をもって取締役を辞任した熊谷敬氏及び監査役を辞任した吉川栄二氏との間で同様の契約を締結しておりました。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員等（退任役員含む）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が負担することになる役員等としての職務の執行に関し責任を負うことによって生ずる損害又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害それぞれを填補することとしております。ただし、被保険者の職務の遂行の適正性が損なわれないようにするため、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害等の場合には、填補の対象としないこととしております。

また、2026年3月31日をもって取締役を辞任した熊谷敬氏及び監査役を辞任した吉川栄二氏との間で同様の保険契約を締結しておりました。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2025年5月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していること並びに報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

イ. 基本報酬に関する方針

基本報酬は、取締役の役位・職責等に応じて支給額を決定し、月例の固定金銭報酬とする。なお、非常勤取締役の報酬は、基本報酬のみで構成される。

ロ. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬等は、業績連動賞与、株価連動報酬で構成される。業績連動賞与は、単年度及び中長期の事業計画に沿った経営指標目標及び重点戦略目標を策定し、役位・職責に応じて設定される基準額に目標に対する達成度合（0.5～1.5倍）を乗じて算出された額を、原則として事業年度終了後一定の時期に支給する。株価連動報酬は、役位・職責に応じて毎年付与される仮想株式数に、一定期間経過後の株価相当額を乗じて算出された額を任期中積み立て、原則として退任後一定の時期に一括支給する。

ハ．報酬等の割合に関する方針

取締役の種類別の報酬等の割合は、役位・職責、当社と同程度の事業規模を有する他社の動向等を総合的に勘案し、決定する。

二．上記のほか報酬等の決定に関する事項

・取締役の報酬等は、代表取締役及び非常勤取締役で構成される報酬諮問委員会による答申内容を踏まえ、その具体的内容を取締役会にて決定する。取締役の報酬等の水準は、株主総会で承認された取締役の報酬総額の範囲内で世間水準、当社業績並びに社員給与とのバランス等を総合的に勘案し、決定する。

・監査役の報酬等については、2021年3月26日開催の監査役会において、監査役の協議により監査役報酬の決定方針を決議しております。監査役報酬は、株主の負託を受けた独立の機関としてその職務執行が可能な人材を登用できること、客観性と透明性の高いものであることを基本方針としております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	93,085 (14,400)	68,372 (14,400)	24,712 (－)	－ (－)	7 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	27,060 (9,600)	27,060 (9,600)	－ (－)	－ (－)	4 (2)
合 計 (うち社外役員)	120,145 (24,000)	95,432 (24,000)	24,712 (－)	－ (－)	11 (5)

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 業績連動報酬等のうち、業績連動賞与にかかる経営指標は売上高、親会社株主に帰属する当期純利益、ROE（自己資本利益率）、EBITDA（経常利益＋支払利息＋減価償却費）であり、その実績は売上高が34,929百万円、親会社株主に帰属する当期純利益が2,258百万円、ROEが12.5％、EBITDAが10,405百万円であります。当該経営指標を選択した理由は、売上高については、高齢者人口の増加とともに需要の増加が見込まれるなか、市場でのシェア拡大に向けた指標になること、親会社株主に帰属する当期純利益については、株主への利益還元の出発点になること、ROEについては、企業の資本効率性を客観的に評価できること、EBITDAについては、設備投資の影響を除いた中長期的な収益力を表す指標になること等によるものであります。

3. 業績連動報酬等のうち、株価連動報酬にかかる経営指標は、事業年度末における株価、年間配当予想額であり、その実績は株価が2,373円、年間配当予想額が72円であります。当該経営指標を選択した理由は、株価を意識した経営に繋がること等によるものであります。

4. 取締役の報酬限度額は、2025年6月26日開催の第27回定時株主総会において、年額300,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役は3名）です。
5. 監査役の報酬限度額は、2004年4月27日開催の第6回定時株主総会において、年額80,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。
6. 業務執行取締役の報酬については、取締役会の諮問に基づき、社外取締役を委員長とする報酬諮問委員会において、会社の業績や経営内容等を総合的に考慮し、公正かつ透明性の高い評価を行った上で、同委員会からの答申に基づき、取締役会において報酬額を決定することとしております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況

区 分	氏 名	重要な兼職の状況	兼職先と当社との関係
取締役	吉 池 由 美 子	(株)三菱総合研究所 執行役員 人事部長	特別の利害関係はありません。
取締役	小 林 信 昭	東京海上日動ベターライフサ ービス(株) 代表取締役社長	特別の利害関係はありません。
取締役	秦 純 子	eichi(株) 代表取締役	特別の利害関係はありません。
監査役	上 石 奈 緒	四季の法律事務所 弁護士	特別の利害関係はありません。
監査役	渡 邊 愼 一	横浜市総合リハビリテーショ ンセンター センター長補佐	特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	吉 池 由 美 子	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席いたしました。 取締役会では、健康・医療・介護や高齢者福祉等介護業界における豊富な調査・研究実績及び人事領域の幅広い知識に基づき積極的に意見を述べており、中立かつ客観的な立場から、当社の経営に関し的確な助言・提言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また報酬諮問委員会の委員長として当社の役員報酬の決定過程に対し、独立役員として当社の取締役候補者の選定過程に対し、中立かつ客観的な立場で監督機能を担っております。
	小 林 信 昭	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席いたしました。 取締役会では、介護業界の企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき積極的に意見を述べており、中立かつ客観的な立場から、当社の経営に関し的確な助言・提言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また報酬諮問委員会の委員として当社の役員報酬の決定過程に対し、独立役員として当社の取締役候補者の選定過程に対し、中立かつ客観的な立場で監督機能を担っております。
	秦 純 子	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席いたしました。 取締役会では、長年のコンサルタントとしてのIT領域等の豊富な経験と幅広い知識に基づき積極的に意見を述べており、中立かつ客観的な立場から、当社の経営に関し的確な助言・提言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また報酬諮問委員会の委員として当社の役員報酬の決定過程に対し、独立役員として当社の取締役候補者の選定過程に対し、中立かつ客観的な立場で監督機能を担っております。

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
監査役	上 石 奈 緒	当事業年度に開催された取締役会13回、及び監査役会13回全てに出席いたしました。 取締役会、監査役会、代表取締役との定期対話等において、弁護士としての豊富な経験と高い見識に基づき、中立かつ客観的な立場から、コンプライアンスの観点で積極的な提言や発言を行っております。
	渡 邊 慎 一	当事業年度に開催された取締役会13回、及び監査役会13回全てに出席いたしました。 取締役会、監査役会、代表取締役との定期対話等において、作業療法士及び介護に関する団体理事等としての豊富な経験と高い見識に基づき、中立かつ客観的な立場から、福祉用具貸与等介護保険サービスを含む、経営全般に関する積極的な提言や発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	29,000千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、適正かつ効率的な監査を実現するため監査計画の内容、会計監査の遂行状況及び必要な監査日数や人員数等に基づく報酬見積の算定根拠について、会計監査人と十分な協議を重ねて監査報酬が決定されたことの検証を行った上で、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会で決議している事項は次のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 企業倫理、社会規範を最優先する旨を明記した、役職員行動規範を定め周知徹底する。
 - ロ. 会社相談窓口（社外相談窓口を含む）を設け、コンプライアンスに関する相談に迅速に対応する体制とする。
 - ハ. 代表取締役社長を委員長とし、常勤役員・執行役員のうち委員長が指名した委員で構成されるコンプライアンス委員会を設置し、定期的を開催する。
 - ニ. 適切な財務諸表作成のために、経理規程を定めるとともに、財務報告の信頼性確保のための体制につき、その整備・運用状況を定期的に評価し改善を図る。
 - ホ. 内部監査部門は、内部監査規程に基づき、各部門の監査を定期的に行う。
 - ヘ. 社会秩序や安全に脅威を与える反社会勢力及び団体とは、一切の関係を遮断し、断固たる姿勢で臨む。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会決議等会社の重要な意思決定については、必ず文書化するとともに、法定保存文書と同様に、法令並びに社内規程に基づき、所定の期間保存し、適切に管理を行う。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 当社を取り巻く各種リスクについては、担当する部門を定め、規則の制定、研修等を行う。
 - ロ. 内部監査部門は、各種リスクについての対応が適切に行われているかを定期的に監査する。
 - ハ. 危機管理委員会を設け、危機管理体制の整備、危機管理に係る事項の発生について調査・対応処置の決定を行うとともに、危機管理に係る事項の発生事実及び講じた措置について、定期的に取締役会に報告する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 取締役会は、原則として月1回開催し、経営上の重要事項について迅速かつ的確な意思決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。また、取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務権限規程等社内規程に基づいた権限委譲を各役職員に行い、効率的な業務執行を行う。
 - ロ. 取締役会で決定した毎年の経営方針・目標に沿って、各部門は当年度の目標及び利益計画を策定し、達成状況を常時フォローアップし、翌年度に達成状況に応じた業績評価を実施する。

ハ、経営会議を定期的を開催し、経営上或いは業務執行上基本的または重要な事項について幅広く協議・検討する。

- ⑤ 当社並びに当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
イ、当社の定める社内規程において、子会社の重要事項については、当社の事前承認・事前協議を義務付ける。

また、当社の事業投資管理部門においては、子会社における不測の事態発生に備える体制を構築するとともに、役員の派遣を通じて子会社の業務執行状況を随時確認する。

ロ、当社の定める社内規程において、当社及び子会社の相互に発生する経営上の重要な案件を合理的に解決し経営の効率化を追求することを定める。

ハ、当社は、子会社の役職員の行動規範を定め、子会社の全ての役職員に周知徹底する。

また、子会社の役職員が、コンプライアンス案件を当社のコンプライアンス相談窓口（会社相談窓口）に、直接通報が行える体制を構築する。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が必要と判断し求めた場合には、監査役の職務を補助する使用人を速やかに設置する。

- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

補助すべき使用人を設置する場合には、使用人の人数や人事異動・人事考課等監査役会の同意を要するものとし、取締役からの独立性が確保されるよう、その人事に関しては、取締役と監査役が協議を行う。

また、当該使用人は、監査役の指揮命令に従わなければならない。

- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ、当社及び子会社の役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは速やかに適切な報告を行う。

ロ、当社及び子会社の役職員は、職務の執行に関する法令違反、定款違反、不正行為の事実または会社に損害を及ぼす恐れのある事実を知り、またはその他危機管理に係る事由が発生したときは、内部公益通報に関する規程に定める窓口に通報を行うものとし、窓口担当者は、同規程の定めにしたがって監査役に共有する。

ハ、前項の通報を行った当社及び子会社の役職員に対し、当該通報を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の役職員に周知徹底する。

ニ、取締役は、監査役が必要と認める重要な会議に出席することができる体制を整備するとともに、稟議書等業務執行に係る重要な文書を監査役に回覧し、必要に応じて、その内容を説明する。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 役職員は、監査役との相互の意思疎通を図るため、必要に応じ監査上の重要課題等について意見交換を行う。
 - ロ. 内部監査部門は、監査役との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
 - ハ. 取締役は、会計監査人に監査役と定期的に意見及び情報の交換を行うことを求める。
 - ニ. 監査役が、独自に弁護士や公認会計士を起用し、監査業務に関する助言を受けることができるようにする。
 - ホ. 監査役が、その職務の執行について当社に対し費用の前払いなどの請求をしたときは、担当部門において審議の上、当該請求に関わる費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- 監査役の執行について生ずる費用を支弁するため、毎年一定額の予算を設ける。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 法令遵守体制

当社役職員の行動指針を定めた「役職員行動規範」、及び遵守すべき法令・企業倫理・社内規範を取り纏めた「コンプライアンスマニュアル」について、役職員に周知徹底するとともに、毎年全役職員を対象としたコンプライアンス教育を実施し、コンプライアンス意識の向上・強化を図っております。

コンプライアンスに関する相談・通報窓口を社内外に常設し、コンプライアンス違反の未然・早期把握と是正を図るなど、コンプライアンス推進に取り組んでおります。また、コンプライアンスに関する報告や相談をした者が、不利益な扱いを受けないことを社内規程に明記して報告・相談者の保護を徹底するとともに、「内部公益通報に関する規程」を定め、公益通報者保護法に対応する体制が整備されております。

コンプライアンス違反事例に対しては、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンス違反事例に対する対応及び再発防止策について検討・実施しております。

内部監査部門は内部監査計画に基づき、法令・社内規程などの遵守状況について、社内各部門を対象とする業務監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役社長、常勤監査役及び監査役会に報告しております。

② 情報の保存及び管理

取締役会議事録や重要事項に関する稟議書等の取締役の職務執行に関わる情報の保存については、社内規程に基づき適切に保存・管理されております。

会社情報の搾取・破壊等を目的としたサイバー攻撃に対しては、システム上の対策に加え、役職員への教育を実施する等、適切な対策を継続して実施しております。

③ 取締役の職務執行の効率性の確保に対する取り組みの状況

取締役の職務執行の効率性の確保についての取り組みとして、毎月開催される取締役会においては、審議資料の事前配布、及び重要議題の事前説明を実施することで出席者が十分な準備を行えるよう配慮しております。なお、審議にあたっては社外取締役及び社外監査役が、独立の立場から積極的な意見表明を行う機会を設け、監督機能の充実に努めております。

また、取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務権限規程等社内規程に基づいた権限移譲を各役職員に行い、効率的な業務執行を行う体制が整備されております。

④ グループ会社管理体制

子会社においては、経営上の重要事項が子会社の取締役会付議・報告事項として定められており、子会社に当社から取締役・監査役を派遣することで、子会社の経営状況を把握、管理できる体制となっております。加えて、毎月開催される当社取締役会において、所管部門より子会社の業績及び営業状況を報告しております。

また、子会社の役職員の行動規範を定め、子会社の全ての役職員に周知するとともに、子会社の役職員が、コンプライアンスに関する問題を当社のコンプライアンス相談窓口（会社相談窓口）に、直接通報が行える体制を整えております。

内部監査部門は、監査計画に基づき、子会社における重要業務の遂行・管理体制について、整備・運用状況評価を行いました。

⑤ 監査役

社外監査役を含む監査役会は、取締役会への出席及び常勤監査役による経営会議その他の重要会議への出席や取締役、使用人等からのヒアリングを通じて当社の内部統制の整備・運用状況を確認いたしました。また、会計監査人、内部監査部門と必要に応じて連携、情報交換を実施し、より実効性の高い運用について助言を行いました。

本事業報告の中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	6,341,230	流 動 負 債	7,646,125
現 金 及 び 預 金	692,644	買 掛 金	1,168,211
受取手形及び売掛金	1,277,960	レンタル資産購入未払金	1,088,722
レ ン タ ル 未 収 入 金	3,625,054	短 期 借 入 金	1,050,000
商 品	198,912	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	1,644
貯 蔵 品	56,902	未 払 法 人 税 等	692,508
そ の 他	503,029	賞 与 引 当 金	514,821
貸 倒 引 当 金	△13,273	レンタル資産保守引当金	1,857,300
固 定 資 産	21,393,375	そ の 他	1,272,917
有 形 固 定 資 産	18,306,891	固 定 負 債	1,477,251
レ ン タ ル 資 産	15,131,278	長 期 借 入 金	3,563
建 物 及 び 構 築 物	2,197,341	株 式 給 付 引 当 金	116,662
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	141,638	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,127,225
工 具 、 器 具 及 び 備 品	561,977	そ の 他	229,800
土 地	58,130	負 債 合 計	9,123,377
建 設 仮 勘 定	216,525	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	468,969	株 主 資 本	18,383,237
投 資 そ の 他 の 資 産	2,617,515	資 本 金	2,897,650
投 資 有 価 証 券	489,327	資 本 剰 余 金	2,575,983
長 期 貸 付 金	1,101	利 益 剰 余 金	14,254,747
繰 延 税 金 資 産	1,422,752	自 己 株 式	△1,345,142
そ の 他	705,220	その他の包括利益累計額	219,559
貸 倒 引 当 金	△887	為 替 換 算 調 整 勘 定	36,213
資 産 合 計	27,734,606	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	183,345
		非 支 配 株 主 持 分	8,431
		純 資 産 合 計	18,611,228
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	27,734,606

連結損益計算書

(2025年 4 月 1 日から
2026年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		34,929,883
売上原価		22,138,760
売上総利益		12,791,122
販売費及び一般管理費		9,696,610
営業利益		3,094,512
営業外収益		
受取利息	1,606	
為替差益	949	
持分法による投資利益	22,863	
補助金収入	12,884	
その他の	9,106	47,411
営業外費用		
支払利息	15,143	
リース解約損	224	
その他の	5,298	20,666
経常利益		3,121,258
特別利益		
固定資産売却益	4,827	4,827
特別損失		
固定資産除却損	5,658	
投資有価証券評価損	455	6,113
税金等調整前当期純利益		3,119,972
法人税、住民税及び事業税	1,017,279	
法人税等調整額	△154,307	862,972
当期純利益		2,256,999
非支配株主に帰属する当期純損失		1,159
親会社株主に帰属する当期純利益		2,258,159

連結株主資本等変動計算書

(2025年 4 月 1 日から
2026年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計
2025年 4 月 1 日 残高	2,897,650	2,575,983	13,133,220	△1,350,831	17,256,022
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△1,136,632		△1,136,632
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,258,159		2,258,159
自己株式の取得				△76	△76
自己株式の処分				5,764	5,764
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	1,121,526	5,688	1,127,214
2026年 3 月 3 1 日 残高	2,897,650	2,575,983	14,254,747	△1,345,142	18,383,237

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非支配株主 持 分	純資産合計
	為替換算調 整 勘 定	退職給付に 係る調整累 計 額	その他の包 括利益累計 額 合 計		
2025年 4 月 1 日 残高	29,051	223,918	252,970	9,591	17,518,584
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△1,136,632
親会社株主に帰属する 当期純利益					2,258,159
自己株式の取得					△76
自己株式の処分					5,764
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	7,161	△40,573	△33,411	△1,159	△34,570
連結会計年度中の変動額合計	7,161	△40,573	△33,411	△1,159	1,092,644
2026年 3 月 3 1 日 残高	36,213	183,345	219,559	8,431	18,611,228

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	6,245,337	流 動 負 債	7,633,196
現金及び預金	639,530	買掛金	1,179,628
受取手形及び売掛金	1,226,914	レンタル資産購入未払金	1,088,722
レンタル未収入金	3,626,679	短期借入金	1,050,000
商貯蔵品	198,774	未払金	818,274
前払費用	56,858	未払法人税等	692,000
未収入金	361,952	預り金	79,406
その他の金	67,100	賞与引当金	512,882
貸倒引当金	80,704	レンタル資産保守引当金	1,857,300
固定資産	△13,177	その他の	354,982
有形固定資産	21,376,075	固 定 負 債	1,698,903
レンタル資産	18,305,106	株式給付引当金	116,662
建物	15,131,278	退職給付引当金	1,391,498
構築物	2,158,619	長期預り保証金	82,875
機械及び装置	38,151	その他の	107,865
車両運搬具	141,447	負 債 合 計	9,332,099
工具、器具及び備品	191	(純 資 産 の 部)	
土地	560,762	株 主 資 本	18,289,313
建設仮勘定	58,130	資 本 金	2,897,650
無形固定資産	216,525	資 本 剰 余 金	2,577,332
ソフトウェア	397,725	資本準備金	1,641,650
ソフトウェア仮勘定	285,240	その他資本剰余金	935,682
その他の	107,863	利 益 剰 余 金	14,159,474
投資その他の資産	4,621	利益準備金	16,370
投資有価証券	2,673,243	その他利益剰余金	14,143,104
関係会社株式	261,397	繰越利益剰余金	14,143,104
従業員に対する長期貸付金	230,770	自 己 株 式	△1,345,142
長期前払費用	1,101	純 資 産 合 計	18,289,313
繰延税金資産	51,189	負 債 ・ 純 資 産 合 計	27,621,413
差入保証金	1,489,122		
その他の金	631,243		
貸倒引当金	9,306		
	△887		
資 産 合 計	27,621,413		

損 益 計 算 書

(2025年 4 月 1 日から
2026年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		34,531,975
売 上 原 価		21,963,035
売 上 総 利 益		12,568,940
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		9,452,860
営 業 利 益		3,116,079
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,651	
為 替 差 益	949	
そ の 他	17,270	19,872
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	15,216	
そ の 他	4,649	19,865
経 常 利 益		3,116,085
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	4,663	4,663
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	5,658	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	455	6,113
税 引 前 当 期 純 利 益		3,114,635
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,016,770	
法 人 税 等 調 整 額	△151,245	865,525
当 期 純 利 益		2,249,110

株主資本等変動計算書

(2025年 4 月 1 日から
2026年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自己株式	株 主 資 本 合 計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利 益 剰 余 金			
2025年4月1日 高	2,897,650	1,641,650	935,682	16,370	13,030,626	△1,350,831	17,171,147	17,171,147
事業年度中の 変動額								
剰余金の配当					△1,136,632		△1,136,632	△1,136,632
当期純利益					2,249,110		2,249,110	2,249,110
自己株式の取得						△76	△76	△76
自己株式の処分						5,764	5,764	5,764
事業年度中の変動 額 合 計	－	－	－	－	1,112,477	5,688	1,118,165	1,118,165
2026年3月31日 高	2,897,650	1,641,650	935,682	16,370	14,143,104	△1,345,142	18,289,313	18,289,313

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

株式会社日本ケアサプライ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ	
東京事務所	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大 枝 和 之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 朝 岡 ま ゆ 美

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日本ケアサプライの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本ケアサプライ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

株式会社日本ケアサプライ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ				
東京事務所				
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大	枝	和之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	朝	岡	まゆ美

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日本ケアサプライの2025年4月1日から2026年3月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第28期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき構築及び運用されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等から定期的に状況報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人有限責任監査法人トーマツが独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、同会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、同会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月18日

株 式 会 社	日 本	ケ ア	サ プ	ラ イ	監 査 役 会
	常 勤	監 査 役	藤 井	剛	Ⓔ
	社 外	監 査 役	渡 邊	愼 一	Ⓔ
	社 外	監 査 役	上 石	奈 緒	Ⓔ

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要な施策として位置付けており、長期ビジョン（2025年2月公表）にて、毎年の配当を維持または増加させる累進配当制の導入及びDOE（株主資本配当率）6%を下限とする目標に基づき、配当を決定することを基本方針としております。

第28期の期末配当につきましては、上記方針を踏まえ、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金72円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は1,169,104,968円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役1名選任の件

取締役熊谷敬氏は、2026年3月31日付で辞任されました。つきましては、その補欠として取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者の決定に当たりましては、当社の社是・経営方針に基づき、当社の企業価値向上に貢献できる能力と資質を持っていること、法令及び企業倫理・社会規範の遵守に徹する見識を有すること等を総合的に判断し、取締役会において決定しております。

なお、補欠として選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 する 当社の株式数
ひゃく たけ なお き 百 武 尚 樹 (1964年 5 月15日生) 新任	1989年 4 月 総合警備保障(株) (現：ALSOK(株)) 入社 2008年 4 月 同社 成田支社長 2011年 4 月 同社 営業推進部ホームマーケット営業室長 2013年 4 月 同社 法人営業第一部 第四営業室長 2014年 4 月 同社 法人営業第一部 第二営業室長 2015年 4 月 ALSOKあんしんケアサポート(株) 取締役専務執行役員 2016年 4 月 同社 代表取締役社長 2017年 4 月 総合警備保障(株) (現：ALSOK(株)) 人事部長 2019年 4 月 同社 執行役員 人事担当 2022年 4 月 同社 常務執行役員 人事総括副担当 2022年 6 月 同社 取締役常務執行役員 人事総括担当 兼 企業倫理担当 2025年 4 月 同社 取締役専務執行役員 人事総括担当 兼 企業倫理担当 2026年 4 月 ALSOKビジネスサポート(株) 取締役 (現任) ALSOK(株) 取締役専務執行役員 人事総括担当 兼 企業倫理担当 兼 介護事業担当 (現任) ALSOKケアプラス(株) 代表取締役 (現任) ALSOK介護(株) 取締役 (現任) ALSOKらいふケア(株) 取締役 (現任) (株)アニスト 取締役 (現任) ALSOKジョイライフ(株) 取締役 (現任)	0株
(取締役候補者とした理由) 百武尚樹氏は、ALSOK(株)及び同グループ企業における豊富な経験と高い見識に基づき、当社の経営に対する的確な助言・提言を行うことが期待されることから、取締役としての選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 当社は三菱商事㈱及びALSOK㈱との3社による業務提携契約を締結しております。
2. 当社は、百武尚樹氏の選任が承認された場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約の締結を予定しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「4. 会社役員の状況 (3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載の通りです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新する予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役吉川栄二氏は、2026年3月31日付で辞任されました。また、本定時株主総会終結の時をもって、監査役渡邊愼一氏が任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

監査役候補者の決定に当たりましては、当社の社是・経営方針に基づき、当社の企業価値向上に貢献できる能力と資質を持っていること、法令及び企業倫理・社会規範の遵守に徹する見識を有すること等を総合的に判断し、監査役会の同意を得た上で、取締役会において決定しております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
1	わた なべ しん いち 渡 邊 愼 一 (1961年12月28日生) 再 任 社外監査役 独立役員	1983年 3 月 作業療法士免許取得 1987年 4 月 横浜市総合リハビリテーションセンター 勤務 2002年 4 月 厚生労働省 老健局振興課 福祉用具・住宅改修指導官 2010年10月 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 理事(現任) 2018年 4 月 厚生労働省 老健局参与(介護ロボット担当) 2021年 4 月 横浜市総合リハビリテーションセンター 副センター長 2021年 6 月 公益財団法人テクノエイド協会 理事(現任) 2022年 6 月 一般社団法人日本生活支援工学会 代議員(現任) 当 社 監査役(現任) 2025年 4 月 横浜市総合リハビリテーションセンター センター長補佐(現任) 2026年 3 月 一般社団法人かながわ福祉総合研究所 理事(現任)	0株
(社外監査役候補者とした理由) 渡邊愼一氏は、作業療法士及び介護に関する団体理事等としての豊富な経験と高い見識に基づき、社外監査役として中立かつ客観的な立場で監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、引き続き社外監査役候補者いたしました。 なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。			

候補者 番号	ふ 氏 り が な 名 (生 年 月 日)	略 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 する 当社の株式数
2	たつ おか とも ひろ 立岡 智弘 (1972年9月11日生) 新任	1996年 4 月 三菱商事(株) 入社 2009年 7 月 MC Financial Services Ltd. CFO 2019年 4 月 三菱商事(株) 財務部 部長代行 2020年 4 月 同社 総合素材・石油・化学管理部 部長代行 2021年 4 月 同社 総合素材・石油・化学ソリューション管理部 部長代行 2023年 3 月 Mitsubishi Corporation RtM International Pte. Ltd. CFO 2026年 4 月 三菱商事(株) S.L.C.管理部長（現任） 三菱食品(株) 監査役（現任） 三菱オートリース(株) 監査役（現任） 2026年 5 月 (株)ローソン 監査役（現任）	0株
(監査役候補者とした理由) 立岡智弘氏は、三菱商事(株)及び同グループ企業において財務・経理部門における長年の実務経験と財務及び会計に関する十分な知識を有しており、監査役として職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 当社は三菱商事(株)及びALSOK(株)との3社による業務提携契約を締結しております。その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 渡邊愼一氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、渡邊愼一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、渡邊愼一氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、立岡智弘氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「4. 会社役員の状況 (3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載の通りです。監査役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新する予定であります。
5. 渡邊愼一氏は、現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
6. 当社は、渡邊愼一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員として指定する予定であります。

以 上

[ご参考]

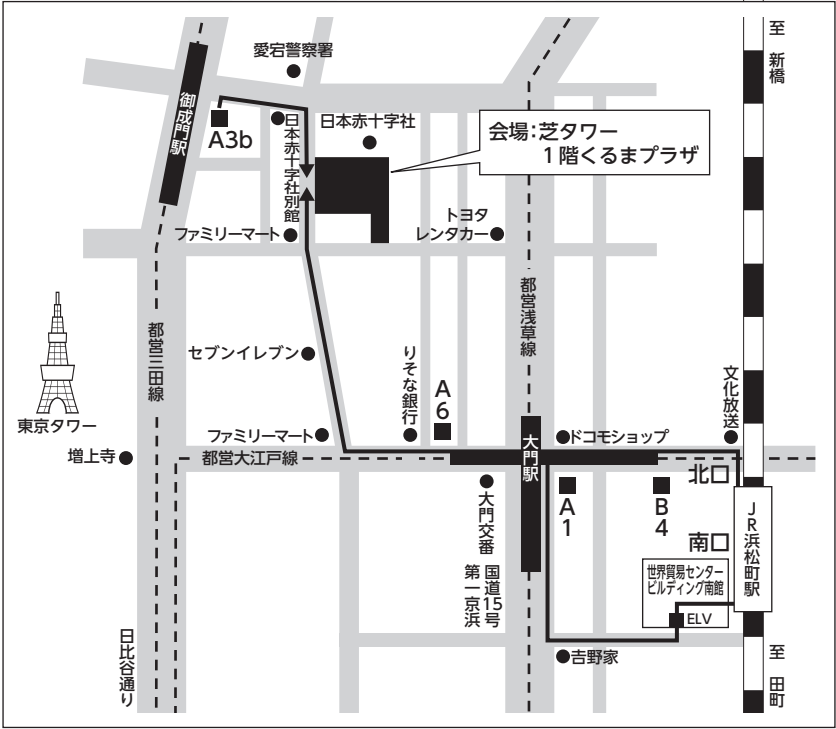
第２・３号議案が原案どおり承認されたのちの当社取締役・監査役（予定）

氏 名	役 位	社外	企業経営	財務・会計 ・税務	人事・労務	法務・ コンプライ アランス	技術・IT	海外経験	行政・ 政府機関	業界知見 (医療・介護・ ヘルスケア)	他業種での 経験
平 松 雅 之	代表取締役社長		○	○	○			○		○	○
宮 入 卓 也	取締役		○	○	○		○	○		○	○
篤 田 崇 広	取締役		○	○	○			○		○	○
百 武 尚 樹	取締役		○		○	○				○	○
吉 池 由美子	取締役	○	○	○	○				○	○	○
小 林 信 昭	取締役	○	○		○	○				○	○
秦 純 子	取締役	○	○		○		○	○	○		○
藤 井 剛	常勤監査役		○		○	○				○	○
立 岡 智 弘	監査役		○	○				○			○
上 石 奈 緒	監査役	○	○		○	○			○		○
渡 邊 慎 一	監査役	○			○			○	○	○	○

取締役・監査役が保有するスキルを示したものです。

株主総会会場ご案内図

東京都港区芝大門一丁目 1 番30号
芝タワー 1 階　くるまプラザ第 1 ～第 3 会議室
TEL 03-5733-0381　株式会社日本ケアサプライ（代表）



交通のご案内	最寄りの出口	目安時間	エレベーターが使える出口	目安時間
地下鉄 都営三田線 御成門駅	A3b	徒歩 3 分	A3b	徒歩 3 分
地下鉄 都営大江戸線 大門駅	A6	徒歩 4 分	A1、B4	徒歩 7 分
地下鉄 都営浅草線 大門駅				
JR山手線・京浜東北線 浜松町駅	北口	徒歩 8 分	南口 (世界貿易センタービル南館 エレベーター利用)	徒歩10分

※専用駐車場はありませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。